

令和2年度工事監査の結果（11月～3月実施）

1 監査の種類

(1) 監査の名称

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施する工事に関する監査（以下「工事監査」という。）

(2) 工事監査の概説

工事監査は、監査委員が必要に応じ、地方公共団体の長等によって行われた工事が適法かつ合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったかについて、財務、技術の両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査です。

2 監査の目的

本市における公共施設整備工事において、技術士資格を有する専門家の判断を参考として、工事の計画、設計、積算、契約、施工等の妥当性、経済性及び安全性について監査することにより、本市における建設事業の進展に寄与しようとするものです。

3 監査の対象

(1) 対象事業

令和2年度南矢名陸橋橋りょう修繕耐震補強工事

(2) 対象部課等

建設部建設管理課

総務部契約検査課

(3) 監査対象事項

技術面及び事務執行面

4 監査の実施方法

(1) 実施期間

令和2年11月24日から令和3年3月29日まで

(2) 実施場所

監査事務局、秦野市役所西庁舎3階大会議室

対象工事現場

(3) 実施方法

ア 実施手順

令和2年度南矢名陸橋橋りょう修繕耐震補強工事に関する監査について、その着眼点を計画、設計、積算、契約及び施工の5項目としました。

事務執行面については、主に当職が事前調査を行い、技術面については、協同組合 総合技術士連合に委託し、同組合から技術士資格を有する出島廣和氏（以下「技術士」という。）が派遣され、当職の立会いのもと、令和3年1月15日に事前調査を実施しました。その後、技術士から提出された秦野市令和2年度工事技術調査業務報告書（以下「報告書」という。）を参考として、総括的な監査を行いました。

イ 監査の着眼点

- ① 工事の計画は妥当か等
- ② 事業目的に適合した設計となっているか等
- ③ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか等
- ④ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか等
- ⑤ 工事施工計画は適切か等

5 工事の概要

(1) 工事場所 秦野市南矢名地内

(2) 工事内容

- ・南矢名陸橋 1橋（橋長171.5メートル）
- ア 施工延長 64.9メートル
- イ 幅員 7.58メートル
- ・橋りょう耐震補強工
- ウ 橋脚 RC 巻立て耐震補強工 3基
- エ 落橋防止工（水平力分担構造） 20基
- ・橋りょう修繕工
- オ コンクリートひび割れ注入工 一式
- カ 仮設工 移動足場工（高所作業車） 一式
- キ 付帯工 排水管及び側溝撤去・再設置工 一式

(3) 契約内容

工事請負契約

- ・ 契約方法 条件付き一般競争入札
- ・ 契約日 令和2年7月7日
- ・ 工期 令和2年7月8日から
令和3年2月12日まで
- ・ 契約金額 126,225,935円
- ・ 請負業者 秦野市戸川929-9
株式会社稲元興業

6 監査の結果

技術士から提出された報告書により、次のとおり報告を受けました。

(1) 総括所見

本工事の工事進捗状況は、計画出来高85.0%、実施出来高52.7%（令和2年12月末日時点）であり、工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。

質疑に関する回答（口頭及び資料による）は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する是正や瑕疵は認められなく、問題ないものと判断する。施工者が作成した、施工計画書・品質管理・写真管理・安全管理などの書類は必要かつ十分であると判断する。現場施工状況を確認したが、安全掲示板、第三者への工事標識などに問題は見られない。しかし、枠組足場の構造に一部安全上不適切な部分があったことや橋脚下部の法面掘削部に不安全な状態が確認された。もう一段の安全のレベルアップを願いたい。

以上の評価を得たことから、工事監査の着眼点とした計画、設計、積算、契約及び施工は、いくらか改善の余地はあるものの総体としては良好であると判断します。また、当職らが行った事務執行面の事前調査についても、適正であると認められたことから、本件工事は、おおむね良好な執行状況であると判断します。

7 むすび

今回の技術調査における技術士の講評等を参考に、特に今回技術士から要望があった点については改善し、今後も引き続き、公共工事の適正な執行に努めるとともに、より一層、市民生活の利便向上に貢献されることを期待します。